

制定 平成25年7月3日 原管P発第1307032号 原子力規制庁長官決定
改正 令和3年12月20日 原規規発第2112204号 原子力規制庁長官決定

発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請の取扱要領について次のように定める。

平成25年7月3日

原子力規制庁

発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請の取扱要領

原子力規制庁は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の5第1項及び同法第43条の3の8第1項の規定に基づく発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請の取扱いは別添のとおりとする。

附 則

この要領は、平成25年7月8日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月20日より施行する。

(別添)

発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請の取扱要領

- 1 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請が重複する場合の取扱い
 - ・設置（変更）許可申請中の案件がある発電用原子炉施設に関し、これに加えて、設置変更許可の申請を受理する場合、受理済みの案件と新たに申請される案件との関係（審査を受ける優先度、相互の申請内容の安全上の関連等）を明示した提出書類を申請者から受け、当該書類を踏まえ、審査を行う。
 - ・申請書は申請時点において許可を受けている内容に基づいているため、いずれかの申請に係る処分がなされた時点以降、他の申請に対する補正申請を申請者に求める。

- 2 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請を取り下げる場合の取扱い

申請者から設置（変更）許可申請の取下書が提出された場合、当該申請書の取扱いについては、取下書の提出があった申請の取扱要領（原規総発第2106162号（令和3年6月16日原子力規制庁長官決定））による。